

○令和2年6月30日農林水産省告示第1247号

(豚及びいのししに係る家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域を定める件)

改正

令和2年10月2日農林水産省告示第1867号

令和3年2月17日農林水産省告示第277号

令和3年5月28日農林水産省告示第918号

令和3年8月4日農林水産省告示第1294号

令和3年9月2日農林水産省告示第1505号

家畜伝染病予防法施行規則別表第二の二の項7の野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域は、次のとおりとする。

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区の存する区域並びに大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域を除く。）、神奈川県、新潟県（佐渡市及び岩船郡粟島浦村の区域を除く。）、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（一宮市、半田市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、常滑市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡南知多町、同郡美浜町及び同郡武豊町の区域を除く。）、三重県、滋賀県、京都府、大阪府（大阪市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、松原市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉北郡忠岡町及び泉南郡田尻町の区域を除く。）、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び沖縄県（石垣市、宮古島市、国頭郡伊江村、島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡粟国村、同郡渡名喜村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡伊是名村、同郡久米島町、宮古郡多良間村、八重山郡竹富町及び同郡与那国町の区域を除く。）の区域